

クレジットカードお取扱いに係るご確認事項

《趣旨》

クレジットカード決済の利便性の浸透により、お客様のカード利用は順調に増加してきており、2020年の東京オリンピック開催による外国人観光客の増加を踏まえ、ますますカード利用は増加すると予想されます。しかしながら、その反面、カード利用に関するお客様とのトラブルの発生も増加傾向にあり、トラブル発生の防止も一課題となっています。このような状況を鑑み、今般、加盟店様に対して弊社最新の加盟店規約の下記ポイントについてご案内申し上げます。

《主な規約改定の内容》 ※詳細はホームページ掲載の「加盟店規約」をご参照ください

1. 「Visa国内チャージバックルール * 1」改定に伴い平成25年8月1日付で改定(全件オーソリ取得必須化等)いたしました。
2. 日本クレジット協会(JCA)の基準に則り、平成25年12月24日付で反社会的勢力に関する排除条項を改定いたしました。
3. 国際ブランド(Mastercard)の罰則条項に適切に対応するため平成26年6月23日付で損害賠償条項を改定いたしました。

《加盟店様を巡る不芳事象》

1. 海外ホテルグループのPOSが不正アクセスを受け、カード情報を含む顧客情報が流出 →不正使用被害等の損害発生の可能性大
2. 特定エリアのおもちゃ販売店(EMV未対応・POS先)で、偽造カードによる不正使用が発生。アクワイアラ(加盟店様)に損害が発生 →国際ブランドルール適用 * 2によりEMV化未対応先での不正使用に係る損害はイシューからアクワイアラ(加盟店)側へ移転

①信用販売における禁止事項

第10,27条(通販第6,12,29条)

【主な内容】

- ✓第10条の2の3～5項(通販第6条の3～5項)
- ・当社および国際ブランド等が指定する商品等の信用販売を禁止しています。
～現金の立替、過去の売掛金、公序良俗に反する商品等項
- ✓第10条の2～3項・6項・11項、第27条(通販第12条の1～2項・4項、第29条)
- ・伝票流用、売上票の金額訂正、債権の第三者譲渡等を禁止しています。
- ✓第10条の2の6項(通販第12条の13項)
- ・法令、行政通達に反することを禁止しています。
- ✓第10条の10～11項(通販第12条の10～11項)
- ・当社取扱カードのオーソリ/売上を他社仕向けとすることを禁止しています。

②支払金の留保・支払金の返還

第23条(通販第25条)

【主な内容】

- ・オーソリ承認済の売上でも後日、加盟店様とカード会社間の精算を一時停止(留保)や白紙(取消)する場合があることをうたっています。
～カード発行会社(イシュー)から貴社と加盟店契約を締結している当社(アクワイアラ)に対して、精算拒絶・取消の申し出があった場合
※利用日より10日超60日以内に到着した売上票
～規約等の定め反した信用販売を行った場合
～利用覚え無し等売上票や売上請求に疑義がある場合
～売上票、売上請求疑義が調査開始から30日経過しても解消しない場合
～加盟店様が当社の求める調査、協力、報告をされない場合
- ・売上票の当社到着遅延(利用日より60日超)という理由のみで、支払いが留保取消されることをうたっています。

③信用販売の停止

第31条(通販第33条)

【主な内容】

- ・当社の判断で、一時的に特定のカードの使用停止および加盟店様における信用販売の停止を実施することがあることをうたっています。
～加盟店様においてカードの不正使用、秘密情報の事故が発生した場合または発生しうろ疑いがある場合
～当社以外のカード会社等からカードの不正使用発生または疑いの通知を当社が受領した場合

④反社会的勢力との取引拒絶

第31条の2(通販第33条の2)

【主な内容】

- ・加盟店様および加盟店様の親会社・子会社等の関係会社の役員および従業員等が、暴力団員等に該当しないこと、また将来にわたっても該当しないことを加盟店様が表明し、確約することをうたっています。
- ・加盟店様または加盟店様の代表者その他加盟店様の経営に実質的に関与している方が、自らまたは第三者を利用して以下に該当する行為を行わないと確約することをうたっています。
～暴力的な欲求行為・法的な責任を超えた不当な要求行為・風説流布等

⑤損害賠償責任

第34, 36条(通販第36, 38条)

【主な内容】

- ・加盟店様が規約等に違反した結果、会員、当社、その他の第三者等に損害(提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害)が生じた場合、加盟店様は当該損害について賠償義務を負うとされています。
弁護士費用などを含む一切の損害の文言が追加されました。

《ご提案》リスク軽減に向けた解決策と推奨ツール

【解決策】

- ✓売上送付サイクル早期化
～デイリー伝送化
ギャザリング化
- ✓PCIDSS準拠 * 3

【ツール】

- ✓J-Mups * 5
- ✓EC決済 * 6
サービス
(3DS導入)

【解決策】 ※通販

- ✓3Dセキュア(3DS)導入 * 4
- ※継続課金を除く通販取引において、3DS認証のない売上は不正発生時にチャージバック対象となります。

【ツール】

- ✓EC決済
サービス
(3DS導入)

<用語のご説明>

- * 1: Visa インターにおける各種取引に関する規定。
チャージバックとはオーソリ承認取得の有無に関わらず、カード発行会社から精算拒絶など異議申し立てがあった売上について、加盟店精算をしたカード会社が加盟店様に売上精算撤回等を行う運用です。
改定に伴い、インプリンタのみで売上精算している加盟店様が、これまで3万円未満のオーソリ取得は必須化されておりましたが、金額に関わらず全件オーソリ取得が必須となりました。
- * 2: EMV未対応の決済端末で接触ICカードが使用された場合、偽造カードによる被害額の責任をイシューからアクワイアラへ転化すること(チップライアビリティシフト) EMV化未対応端末等は、情報流出や不正被害拡大のリスクが高まっている
- * 3: 国際カードペイメントブランド5社(Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club)が共同で策定した会員情報保護におけるグローバルセキュリティ基準。
- * 4: オンラインショッピング等における決済の際にクレジットカードを利用する場合の本人認証サービス
- * 5: JR東日本メカトロニクス株式会社と弊社で共同開発したクラウド型マルチ決済システム。Joint Mulch Payment Processing Systemの略
- * 6: ECとは電子商取引。WEB上でオーソリ、売上を処理。

<ご案内>

- ・弊社は、平成26年6月23日改定版の加盟店規約全文をホームページに掲載させていただきますので、ご案内します。
- ・加盟店規約は、随時変更され変更内容については弊社ホームページにて確認することができます。
- ・弊社がホームページに最新規約を掲載後に、貴社が信用販売を行った場合には、貴社は変更内容および新規約を承認したものとさせていただきます。